平成２６年（フ）第３号
宮崎県日向市大字財光寺14番地３　石川コーポ205号、前住所宮崎県日向市大字財光寺1194番地３
債務者　満汐千鶴美（旧姓三浦）
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２４号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目10番１―306号県営市街地住宅
債務者　前原　洋子
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５号
宮城県大崎市古川飯川字要害649番地　プロンプター甲斐有限会社内
債務者　渋谷　　豪
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４号
福井県敦賀市呉竹町１―19―３―２　トムアンドジェリーM号室、住民票上の住所福井県敦賀市砂流50号14番地の45　ひばりケ丘町
債務者　橋間　達治
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第３１４号
兵庫県伊丹市平松７丁目２番13号
債務者　永野　清一
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
兵庫県伊丹市南町３丁目１番15―916号
債務者　葭村　安治
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
兵庫県伊丹市南町３丁目１番15―916号
債務者　葭村　妙子
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
兵庫県川辺郡猪名川町広根九十九８番地　生駒病院内、住民票上の住所兵庫県川西市加茂２丁目20番４号
債務者　蔵本こと　**藏**本　俊通
成年後見人　太田香代子
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
兵庫県川西市東畦野５丁目17番23号
債務者　森　　光枝
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
兵庫県伊丹市緑ケ丘４丁目68番地　西久保ハイツ、住民票上の住所兵庫県伊丹市緑ケ丘４丁目63番地２　西久保文化21号
債務者　加藤眞由美
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４号
島根県邑智郡川本町大字川本2086番地１
債務者　松嶋　満子
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１１０号
山口県宇部市大字小串496番地12、従前の住所山口県宇部市明治町２丁目７番19―101号ドリームハイツムラカミ
債務者　佐々木直子
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１１１号
山口県宇部市大字際波208番地９
債務者　栗栖　怜子
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第４号
山口県宇部市あすとぴあ５丁目11番13号
債務者　笹部　保彦
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１６３号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田164番地28
債務者　巽　　光博
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９２９号
神戸市垂水区山手８丁目３番５―103号、従前の住所神戸市垂水区乙木３丁目１番30―204号
債務者　沖　　眞一
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部